

＊答申の前提となる理念及び事業等を次の通り定義する。

・「学社一体」（中間答申 8 ページも参照のこと）

「立川市第 5 次生涯学習推進計画」で示された「学社融合」という生涯学習の本旨をさらに発展させ、立川市独自の生涯学習推進理論として、今後根幹に据えることが目指されているのが「学社一体」の考え方である。「学社融合」をさらに発展させる形で、より学校教育と社会教育を一体化させさせるものとして「学社一体」を推進しようとしている。

「学社一体」は、学校教育と生涯学習・社会教育を文字通り“一体化”させることを意味するものではなく、それぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一步進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって教育に取り組もうという“より一層の連携”の考え方を表現したものである。

学校を拠点として地域と学校が連携しながら子どもを育てていくという立川市の方針に基づいて、コミュニティスクールや地域学校協働本部事業、学校支援ボランティア事業などの「学社一体」的的事业に既に取り組んでいる。

・「立川市民科」（中間答申 7 ページも参照のこと）

立川市の独自事業であり、「学校教育における立川市民科」と「生涯学習における立川市民科」の 2 つが存在する。

「学校教育における立川市民科」は、「まちを知り、まちに愛着をもち、まちのよさを受け継ぐ児童・生徒の育成」「まちと主体的に関わり、まちに貢献しようとする児童・生徒の育成」をモットーに、市立小中学校の子どもたちが、立川市の歴史、文化、伝統、産業等を学ぶカリキュラム若しくはこれを実施するもの。既存の科目（総合・社会・図工・生活など）の枠を使って、小中学校の教員に無理のない範囲で実施されている。子どもたちが自主的に地域の課題を発見し、学び、地域の人々と関わり、成果を発表するという点に特徴があり、学校ごとに特色のある取り組みがなされている。

「生涯学習における立川市民科」は、こうした学校における取り組みを受け、学齢を過ぎた大人等を対象に、「立川のまちを知り、まちに関わり、まちに貢献する学習をとおして、まちづくりを担う市民の輪を広げることを目指した立川市独自の講座・展覧会等の取組」のこと。学校教育における立川市民科と趣旨を同じくするが、現時点での取り組み状況は、趣旨に合致する講座等を立川市民科と位置付ける程度に限られており、学校教育における立川市民科と比べて発展途上であるといえる。

・地域学校協働本部事業（旧 学校支援地域本部事業）

文部科学省の方針に沿う形で、立川市第 2 次学校教育基本計画の基本方針である「学校・家庭・地域の連携による地域力の向上」の実現のために、平成 28 年度より事業を開始した（社会教育法改正を受け平成 30 年度より名称変更）。平成 30 年度現在、市内の小中学校全校に地域学校協働本部を設置し、教育委員会が委嘱する地域学校コーディネーターが、学校と地域人材を結びつける役割を担う。

平成 30 年度現在、コーディネーターの活動は学校側からの要請に基づくものに限られているが、将来的にはコーディネーター側から人材や事業等の提案を行う「双方向型」を理想としている。